

ひょうごプレミアム芸術デー広報業務委託仕様書

第1 業務の名称

ひょうごプレミアム芸術デー広報業務

第2 業務の目的

誰もが芸術文化に親しみ、より身近に感じられる機会を提供するため、兵庫県発足の日である7月12日を中心とした1週間を「ひょうごプレミアム芸術デー」と位置づけ、芸術文化施設において無料開放や無料イベントを実施する。ひょうごプレミアム芸術デーの概要や参加施設を紹介するとともに、イベント情報などを随時発信し、参加者数の増加を図る。

第3 業務の内訳

- 1 ポスター、パンフレットの制作・発送
- 2 WEBサイト制作・運用
- 3 PR動画制作・配信

第4 業務の概要

- 1 ポスター、パンフレットの制作・発送

ひょうごプレミアム芸術デーの実施に係る広報用ポスター、パンフレットのデザインを作成し、印刷及び発送を行う。

(1) 印刷物仕様

ア ポスター

- (ア) 部数：750部
- (イ) サイズ：B2
- (ウ) 刷り色：フルカラー
- (エ) 紙質：コート紙(135kg)
- (オ) 原稿：レイアウト、デザイン、校正を含む

イ パンフレット

- (ア) 部数：30,000部
- (イ) サイズ：タブロイド判 8面
- (ウ) 刷り色：フルカラー
- (エ) 紙質：コート紙(57kg)
- (オ) 原稿：レイアウト、デザイン、校正を含む

(2) 業務内容

ア ポスターの制作

- (ア) ポスターのデザインを作成する。
- (イ) 障害者や子育て中の方に配慮した取り組みを紹介する。
- (ウ) 兵庫県及びポスターに掲載される参加施設へ原稿内容を確認のうえ、校正は2回、色校正は1回とする。ただし修正が発生した場合は随時対応するものとする。
- (エ) 使用する写真は当課から提供する。

イ パンフレットの制作

- (ア) パンフレットのデザインを作成する。
- (イ) 魅力的な施設をいくつかピックアップした、特集的な位置づけのペ

ージを制作する。

- (ウ) 障害者や子育て中の方に配慮した取り組みを紹介する。
- (エ) 参加施設のリストを掲載する。各施設ごとに外観写真と情報を1セットとし、記載情報の編集を行う。
- (オ) 兵庫県及び参加施設へ原稿内容を確認のうえ、校正は2回、色校正は1回とする。ただし修正が発生した場合は随時対応するものとする。
- (カ) 使用する写真は当課から提供する。

ウ ポスター、パンフレットの発送

- (ア) 当課より提供する送付先リストにポスター及びパンフレットを送付する。
- (イ) 説明資料 A4 1枚を同封する。

2 WEBサイトの制作・運用

ひょうごプレミアム芸術デーの専用WEBサイトを制作し、SNS等と連携した効果的な広報を行う。

(1) WEBサイトの構築

WEBサイトは、管理画面からテキスト、画像等を登録し、一元管理することにより、HTMLの知識がなくても、ページを登録、公開、更新できるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）により構築するものとする。

WEBサイトのデザイン、要件定義、設計、開発、設定、テスト、本番公開時コンテンツの作成、WEBサイト導入に係る作業一切を含む。

ア 基本方針

参加施設の紹介やイベントの情報等を発信し、事業の認知度の向上につなげる。また、情報を見やすく提供することにより、利用者の満足度を向上させ、参加者の増加につなげる。

イ 業務内容

基本方針に基づき、必要な企画、提案を行ったうえで業務を行うこと。また、公開後に円滑な運用を継続できるよう、必要な助言、提案を行うこと。

- (ア) システム設計・構築・導入
 - (イ) サイト設計・構築
 - (ウ) デザインの作成
 - (エ) アクセシビリティ対策（障害者、高齢者に優しい仕様）
 - (オ) レスポンシブWEBデザインの実装（スマホ・タブレットでも見やすく）
 - (カ) 初期構築後の閲覧促進を目的としたコンテンツの提案及びそれらのコンテンツを掲載することを目的としたホームページの構成
 - (キ) 各種ドキュメントなど成果物の作成
 - (ク) 研修の実施（マニュアル作成及び操作研修会（1回）の実施）
 - (ケ) 公開後の運用支援
- ウ WEBサイトの基本構成要素
- (ア) 新着情報・トピックス
 - (イ) ひょうごプレミアム芸術デーの紹介
 - (ウ) 参加施設の紹介（地域で検索ができる仕様）

- (エ) イベント情報（日にち、地域で検索ができる仕様）
- (オ) お問い合わせ
- (カ) サイトマップ
- (キ) サイトポリシー
- (ク) リンク（県 HP、参加施設 HP、SNS）
- (ケ) 検索

エ CMS 機能要件

- (ア) 過去2年間に、官公庁のWEBサイトに導入実績を有すること。
- (イ) ページ作成・更新・編集等の操作は、視覚的にも理解しやすいものとする。
- (ウ) HTML 作成に関する技能を持たない担当職員でも、更新・管理作業が容易に行える仕様とする。
- (エ) CMS の選定については、以下の項目に留意すること。
 - a サイトに攻撃があった場合、管理画面上にログを表示することが可能なこと。また、拒否 IP リストに登録が可能なこと。
 - b 将来的に同ドメインにサイトを増やせるような拡張性があること。
 - c 国内導入実績の豊富さや安定した評価がされていること。
 - d アカウント管理ができること。
 - e SEO 対策を実施し、検索結果のページの上位に表示されるように工夫すること。

オ 共通システム要件

本業務で調達するシステムに共通する要件として下記を満たすこと。

- (ア) システム中立性要件

対象システムは特定製品・技術に依存せず、拡張や引き継ぎが可能であること。
- (イ) 情報セキュリティ要件

別途提示する兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
- (ウ) その他機能に関する要件
 - a 導入時には、OS、ミドルウェア、CMS、アプリケーションファイル（WEB コンテンツ含む）等を最新版に更新するとともに、セキュアコーディングや適切なアクセス権限付与等を行うこと。
 - b ウェブサイトのセキュリティ向上のため、次の対策を講じた上で稼働させること。
 - (a) HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。
 - (b) 常時 SSL 化に対応すること。
 - c ドメインは新規に取得すること。また、サイト閉鎖後も一定期間（最低1年間）はドメインを保有し、廃止の1ヶ月前には県に報告すること。
 - d ディスプレイ広告（バナー広告）や他ウェブサイトコンテンツ等の外部ファイル読込を行うサイト構成の場合は、ウイルス感染や不正サイト誘導がないように対策を講じること。
 - e 高齢者や障害者が支障なく閲覧できるよう、総務省が公開している「みんなの公式サイト運用ガイドライン（2016年版）」等を参照し、WEB アクセシビリティを確保したサイトを構築すること。
 - f 公開前監査について
 - (a) 受託者は、随時セキュリティ問題に係る情報を入手し、必要な対策を講じること。

- (b) 個人情報扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい、改ざん等の防止について明確な対策を実施すること。
- (c) ホームページ公開後にバージョンアップ等による機能向上やサイトの校正変更等を柔軟に行うとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策の定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応をできる限り行うこと。
- g サイトの証明書取得については、SSL サーバー証明書を導入設定し、ホームページは常時 SSL 化 (HTTPS サイト) すること。
- h OS、ミドルウェア、CMS (プラグイン含む) 等のアプリケーションは、構築時点での最新版を導入すること。また、今後のアップデートに対応できるようにすること。

(2) WEB サイトで利用するレンタルサーバーの調達

WEB サイトの運用用途で利用するレンタルサーバーの調達とドメインの設定を行う。維持費用については受託者が負担するものとする。選定するレンタルサーバーは下記要件を満たすこと。

ア サービス要件

- (ア) OS 及びミドルウェアは、特定技術に依存しない汎用的な製品を使用すること。
- (イ) サーバーへのアクセス件数や申込等が増加した場合においても、機器の増設や負荷分散によるレスポンスの改善など、将来的な拡張が可能な構成にすること。
- (ウ) 発注者が所有する情報資産の機密性 (権限のない者への情報資産の提供を防止する措置)、完全性 (情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止する措置)、可用性 (権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にする措置) を確保した運用を可能とすること。

イ 選定要件

本システムに用いるレンタルサーバーの選定条件として次の要件を満たすこと。

- (ア) 日本国内にサーバー設置場所があること。
- (イ) 24 時間 365 日の監視体制が行われていること。
- (ウ) ウェブサイトが快適に稼働するよう必要なメモリや記憶容量を確保すること。

ウ 性能要件

- (ア) 同時アクセスが発生した場合においても、業務に支障を与えない十分な性能を確保するものとする。
- (イ) 今後データが増大することが想定されるが、安定した性能を得られるようにする。

(3) 運用保守業務

納品日以降、令和 7 年 3 月 31 日まで、運用保守業務を行うこと。

ア ヘルプデスク

運用担当者からの技術的な問い合わせに対応すること。

イ WEB サービス維持対応

レンタルサーバーの支払いを行うこと。

オ 契約終了後の移行

制作した WEB サイトは、受託者との契約終了後も本県が指定するサーバーへ移行できるものとする。また、契約変更やサーバー変更の事由などにより、ドメイン引継ぎが生じた場合も、管理者移行できるものとし、必要に応じて手続を行うこと。

(4) 公開作業及び教育

ア 公開作業

- (ア) 本システムの公開作業及び試験・調整を実施すること。
- (イ) 本システムの公開は当課が指定する日時で実施すること。
- (ウ) 導入・調整にあたっては、あらかじめスケジュールを提出し、これに従うこと。

イ 教育

担当者が本システムの操作を習得するために必要な教育を実施すること。

(5) 検収

仕様書の内容に合致した形で、ホームページが正しく機能するかテストを行い、当課の合意をもって本業務の検収とする。テスト時に使用した一時ファイル等の不要なファイル等は、受入テスト終了後、受託者において削除すること。

3 PR 動画の制作・配信

ひょうごプレミアム芸術デーのPR動画を制作し、SNS 広告の配信を行う。

(1) PR 動画の制作

ひょうごプレミアム芸術デーを県民に広く周知する動画を制作すること。制作にあたっては、ひょうご五国のバランスを踏まえて、制作すること。

ア 動画の想定時間

SNS 広告の配信を想定した 15 秒程度のものとする。

イ 想定する対象

障害のある方や子育て中の方も含め、兵庫県民に広く周知する。

ウ 動画の活用方法

SNS 広告に活用するほか、専用 WEB サイト及び兵庫県の動画を配信する「ひょうごチャンネル」（兵庫県インターネット放送局）においても配信する。このほか、参加施設のホームページ等、県や参加施設の判断で広く使用する。

エ 動画の概要

- (ア) 7月9日～15日の期間中、ひょうご五国の多彩な芸術文化施設の無料開放や無料イベントが実施されることを周知する。
- (イ) ひょうごプレミアム芸術デーのワクワク感が感じられる内容とする。
- (ウ) 障害のある方や子育て中の方などにも配慮した事業を実施するため、周知が行き届くよう考慮したうえで、兵庫県民に広く周知するものとする。
- (エ) 音声がなくとも内容が伝わるようにし、字幕を入れる場合には、日本語と英語を併記すること。
- (オ) 50インチ程度の大型モニターでの再生も想定した解像度を確保すること。
- (カ) 各施設の外観写真や展覧会の写真で施設から提供があったものを提供するが、写真を使用する場合には、キャプションが必要かどうかを確認のうえ、指示したキャプションを表示すること。
- (キ) 動画制作にあたり、撮影した写真以外に新たに施設の写真・動画を撮影する場合には当該施設に事前協議のうえ、実施すること。
- (ク) 既存の映像を使用する場合や、新たに撮影する場合の交渉や調整は受注者が行うものとし、取材先への旅費等、必要な経費がある場合には本事業に含むこと。

- (2) 制作動画を活用したプロモーションの実施
- ア プロモーション内容
- (ア) (1)で制作した動画を活用し、県民に広くひょうごプレミアム芸術デーを周知するための効果的な情報発信の手法を提案・実施すること。
- (イ) 利用媒体については、SNS等を想定しているが、最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定のうえ、その媒体選定の理由及び広告のターゲットを明確にすること。
- (ウ) 媒体ごとにクリック数を設定するとともに、それぞれに配分する広告費及びその配分理由も明確にすること。
- イ 実施効果
- プロモーションの実施効果について、その効果を測定・分析し、報告すること。効果の目標値や効果測定の手法は自由提案とする。
- ウ その他
- プロモーション全体について、独自提案・追加提案可能。

第5 履行期間

- 1 ポスター、パンフレットの制作・発送
契約締結日から令和6年5月31日
- 2 WEBサイトの制作・運用
契約締結日から令和7年3月31日
 - (1) WEBサイト制作：契約締結日から令和6年5月中～下旬の指定する日
 - (2) WEBの保守運用：令和6年5月中～下旬の指定する日から令和7年3月31日
- 3 PR動画の制作・配信
契約締結日から令和6年7月15日

第6 納品

- 1 ポスター、パンフレットの制作・発送
指定したリストに令和6年5月31日までに発送すること。また、制作した現物およびPDFデータをUSBメモリに保存したものにより令和6年5月31日までに納品すること。パンフレットについてはページごとに分けること。
- 2 WEBサイトの制作・運用
WEBサイトの公開は、令和6年5月中～下旬の指定する日までに行うこと。成果物については、書面・電子媒体とし、令和6年5月31日までに納品すること。書面での提出書類は、原則としてA4判とし、日本語で記載すること。部数は、正1部及び副1部とし、電子媒体2部を併せて提出すること。原則として、ファイル形式は、当課で採用している読み書き可能な形式に合わせることを。

表1 納入成果物

開発作業 範疇	成果物 範疇	成果物名・内容説明
業務・機能設計 情報設計 ユーザインタフェース設計 画面・設計	基本設計書	要件定義書 各打合せ資料
開発	ソースコード	ソースコード一式
運用・保守	運用マニュアル 教育教材	マニュアル 運用操作研修用資料

注 プログラムには、利用環境等を定義するファイル、コンテンツを含めること。

3 PR 動画の制作・配信

プロモーションについては、令和6年5月中～下旬の指定する日までに開始し、7月15日に終了すること。動画データをUSBメモリにより令和6年5月31日までに納品すること。なお、納品する動画データについては、県の指定する容量に適宜縮小等を行うこと。

第7 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委任してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者の書面により承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

第8 留意事項

1 著作権

制作物の著作権及び権限は、兵庫県に帰属するものとする。

2 委託者への損害賠償

受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ、決定すること。

第9 委託契約の締結

1 委託契約に関する事務は、委託者で行う。

2 契約条項は、委託者において示す。

3 契約の相手方となる受託者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

第10 契約の解除

1 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない又は支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

2 上記1により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

第11 委託料の支払い

委託料の支払いは業務終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

1 配布時期

令和6年5月

2 配布先

	区分	箇所数	パンフレット		ポスター		備考
			1館あたり	計	1館あたり	計	
(1) 参加施設	県立	1	800	800	5	5	ポスターは折らないこと
	県立美術館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	人と自然の博物館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	歴史博物館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	考古博物館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	加西分館 (古代鏡展示館)	1	100	100	5	5	ポスターは折らないこと
	円山川公苑	1	100	100	5	5	ポスターは折らないこと
	但馬牛博物館	1	100	100	5	5	ポスターは折らないこと
	横尾忠則現代美術館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	兵庫陶芸美術館	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	兵庫津ミュージアム	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	芸術文化センター	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
	尼崎青少年創造劇場	1	250	250	5	5	ポスターは折らないこと
コウノトリの郷公園	1	100	100	5	5	ポスターは折らないこと	
周知先	市町民間施設	80	50	4,000	2	160	ポスターは折らないこと
	(2) 県内博物館・美術館等	158	10	1,580	0	0	
	(3) 市民会館・ホール	121	10	1,210	0	0	
	(4) 県内大学・短期大学	50	10	500	0	0	
	(5) 特別支援学校	69	30	2,070	1	69	
	(6) 障害者関係団体	17	30	510	1	17	
	(7) 児童館	178	30	5,340	1	178	
	(8) 市町文化所管課(参加)	31	50	1,550	2	62	ポスターは折らないこと
	(9) 市町文化所管課(不参加)	10	30	300	1	10	
	(10) 市町障害福祉所管課	41	50	2,050	0	0	
芸術文化課		1		7,690		43	ポスターは折らないこと
						146	
		769		30,000		750	